

後期高齢者医療制度

令和2年度から保険料率が変わります

令和2年2月の広域連合議会
で審議・可決され、令和2・3年
度の保険料率が決定されました。

令和2・3年度の保険料の算定方法（大阪府）

$$\boxed{\text{年間の保険料 (*1)}} = \boxed{\text{被保険者均等割額 被保険者1人当たり 54,111円}} + \boxed{\text{所得割額 賦課のもととなる 所得金額 (*2) \times 所得割率10.52\%}}$$

(*1) 保険料の年額の限度額は64万円です。
(*2) 所得割額の算定にかかる賦課のもととなる所得金額は前年の
総所得金額および山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される
所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・
土地等の譲渡所得など）の合計額から基礎控除額33万円を控除した
額です。（雑損失の繰越控除額は控除されません。）

【保険料の軽減】
■世帯の所得水準に応じて保
料の被保険者均等割額（54、
111円）が表のとおり軽減さ
れます。

所得の判定区分	軽減割合	均等割額（年額）
① 下欄②に属する人で、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得が0円	7割	16,233円
② 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が33万円以下	7.75割	12,174円
③ 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が（33万円+28万5千円×被保険者数）以下	5割	27,055円
④ 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が（33万円+52万円×被保険者数）以下	2割	43,288円

●基礎控除額などは、税法改正
などで変動することがあります。
●軽減を判断する「総所得金額
等」には、専従者控除、譲渡所
得の特別控除に係る部分の税法
上の規定は適用されません。
●年金収入につき公的年金等控
除を受けた65歳以上の人は、公的
年金等に係る所得金額から15万
円を控除して軽減判定します。
●世帯主が被保険者でない場合
でも、その世帯主の所得が軽減
判定の対象となります。

●①の判定区分については、年
金生活者支援給付金の支給や介
護保険料の軽減強化といった支
援策の対象となる場合があります。
（住民税課税世帯の人は対象
となりません。また、年金生
活者支援給付金の支給額は年金
保険料の納付実績などに応じて
異なります。）
■後期高齢者医療制度に加入す
る日の前日において、会社の健
康保険や共済組合、船員保険の
被扶養者であった人については
は、当面の間、所得割額は課さ
れず、資格取得後2年間は均等
割額の5割が軽減されます。な
お、表の①または②に該当する
人の均等割額は、それぞれの軽
減割合が適用されます。
※国民健康保険・国民健康保険
組合に加入されていた人は対象
となりません。

■軽減対象となる人の判定は、
大阪府後期高齢者医療広域連合
が市区町村から提供された所得
情報に基づいて行いますので、
申請をいただく必要はありません。
所得情報がない場合は判定
ができませんので、国保年金課
への簡易申告などが必要です。
【保険料額のお知らせと納め方】
■普通徴収（口座振替や納付書
でお支払い）：7月に、令和2

年度後期高齢者医療保険料の決
定（本算定）の通知書を送付し
ますので、口座振替や納付書な
どの方法で9期（7月～来年3
月）で納めていただきます。
※年度の途中から特別徴収に変
更となる場合があります。
■特別徴収（年金からのお支払
い）：年金受給額が年額18万円
以上の人は、原則年6回の年金
受給日に、その年金から直接お
支払いいただきます。
■仮徴収（令和元年中の所得が
確定するまでの仮納付：4・6・
8月）
①令和2年2月に保険料を特別
徴収で支払った人：4月の年金
受給時に、2月に支払った金額
と同額を仮徴収額としてお支払
いいただきます。この場合、保
険料額の通知はありません。た
だし、6・8月分は、4月分と
同額が適当でないと市町村が判
断すれば仮徴収額が変更される
ことがあり、その場合は変更通
知書が送付されます。
②令和元年度は普通徴収で、4・
6・8月から新たに特別徴収の
対象となる人：令和元年度の保
険料額をもとに仮徴収額を決定
します。その場合、事前に通知
書を送付しますので、ご確認く
ださい。

※令和元年度に引き続き普通徴
収（口座振替や納付書）でお支
払いいただく人は、仮徴収は行
われません。
■本算定後の特別徴収：令和2
年度の後期高齢者医療保険料の
決定（本算定）後の10月以降、
引き続きまたは新たに特別徴収
となる人は、7月に通知書を送
付します。
10・12月、来年2月の年金受
給時に、令和元年中の所得に基
づいて計算された年間保険料か
ら仮徴収などにより既に納めて
いただいた金額を差し引いた額
を、支払回数に振り分けて納め
ていただきます。

問合先
●大阪府後期高齢者医療広域連
合資格管理課 ☎06・4790・
2028
●国保年金課



健康診査を受けましょう

後期高齢者医療の被保険者に、歯科医院リストと健康診査を無料で受診できる受診券を4月下旬～5月上旬に送付します。
※年度途中に新たに75歳になる被保険者には、誕生月の翌月から順次送付します。

■歯科健康診査

受診回数 来年3月31日までに1回
持ち物 被保険者証
受診場所 指定歯科医院

■健康診査

受診回数 来年3月31日までに1回
持ち物 受診券、被保険者証
受診場所・申込 指定医療機関

いずれも、次の被保険者は対象外となります。

- 病院や診療所に6カ月以上継続して入院している
- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などに入所または入居している

※退院や退所など、状況が変わった場合は受診券を発行できませんので、問い合わせてください。

※生活習慣病（糖尿病や高血圧

など）で通院している人は、健康診査を受診する必要はありません。ただし、医師の判断により健康診査を行う必要があると認められた人は受診できます。また、人間ドックを受診した人は、健康診査を受診する必要はありません。

人間ドック費用の一部助成

後期高齢者医療の被保険者が人間ドック（公益社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目を満たすものに限り）を受診したときに、費用の一部を助成します。（年度中に1回のみ）
助成上限額 26,000円
必要な物 人間ドックの領収書の写し、検査結果通知書の写し、被保険者証、振込口座（通帳など）、印鑑
申請 国保年金課
※人間ドックを受診した人は、申請まで領収書などを大切に保管してください。

問合せ先

●大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課（☎06・4790・2031）

●国保年金課



介護保険

令和2年度

65歳以上の介護保険料

問合せ先 介護保険課

■普通徴収

普通徴収（納付書での納付や口座振替）で納付している人に、6月分までの保険料額を記載した介護保険料仮決定通知書を送付しました。
今年3月に介護保険第1号被保険者の資格を取得した人（昭和30年3月2日～4月1日生まれの人が、今年3月に転入した65歳以上の人）には、平成31年度分の保険料納入通知書なども送付していますので、注意してください。

【コンビニで納付できます】

納付書は、コンビニでの納付も可能です。納付できる店舗については、納付書裏面をご覧ください。

【口座振替のご利用を】

毎月25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、指定の口座から保険料を振り替えます。

■特別徴収

特別徴収（年金から徴収）で

納付している人は、4月・6月に2月の納付保険料額と同額を徴収します。

新たに特別徴収が開始される人には、特別徴収開始通知書を送付しますので、開始月や保険料額などを確認してください。

■令和2年度の介護保険料は

7月に決定します

令和2年度の確定した保険料額は、被保険者本人の平成31年1月～令和元年12月の合計所得金額などをもとに7月に決定し通知します。

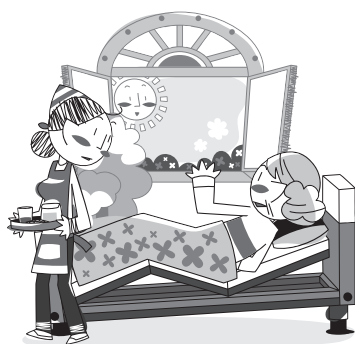


おむつを使用する高齢者に ごみ袋を給付します

対象者に市指定のごみ袋を給付します。希望する対象者は申し込んでください。

対象 要支援・要介護の介護認定を受け、在宅で終日おむつを使用している人

※生活保護受給者を除く
申込・問合せ 介護保険課



高齢者介護用品の 現物支給制度

在宅で常時おむつを使用している高齢者とその家族を支援するため、紙おむつを現物支給します。

対象 市内在住の介護保険被保険者で次のすべてに該当する人

- 要介護2～5である
- 在宅で常時紙おむつを使用している
- おむつの使用が必要である（担当ケアマネまたは主治医が必要と認める人）
- 同一住所にある人全員が市民税均等割以下

※生活保護受給者は対象外
給付内容 1人月額6,000円（要介護2の人は3,000円）を上限とし、委託業者が毎月自宅へ配達します。

申込・問合せ 地域共生推進課

税

固定資産税

■固定資産課税台帳（土地・家屋）の縦覧・閲覧制度

昨年中に土地や建物に異動（売買・贈与・相続・分筆・地目変更・建物の取り壊しなど）があった人は、縦覧・閲覧制度を利用し確認してください。
※詳しくは広報3月号をご覧ください。

■不服審査申出

令和2年度は地方税法に定められた基準年度ではなく、原則として価格が据え置きとなるため、不服審査の申出はできません。地価下落に伴い、価格修正の対象となる土地のみ下落修正に係る事項に限り審査の申出ができません。

受付期間 公示日（4月1日（水）予定）以降納税通知書を受け取った日から3カ月以内
申出先 固定資産評価審査委員会

（総合行政委員会内）



■低所得者世帯への固定資産税の減免制度 ※要申請

低所得者世帯に対し、固定資産税・都市計画税の減免制度があります。高齢などで収入が少ない次の対象者が所有する居住用資産のうち、一定要件の範囲で、土地・家屋の税額を2分の1減免します。

対象

- 本人が65歳以上・重度の障害を有する・寡婦・寡夫のいずれか
 - 本人および生計を一にする人全員の所得が、市民税均等割非課税限度額以下の所得である
 - 本人が居住している資産以外に土地・家屋を所有していない
 - 家屋の延べ床面積が120㎡以下
 - 土地・家屋の固定資産税（都市計画税含む）の年税額が10万円以下
- 必要な物** 印鑑、固定資産税納税通知書（4月末以降発送予定）
申請 納期限（令和2年度1期分から申請の場合は6月1日（月）までに税務課へ）
※納税が困難な世帯の負担軽減という主旨から、すでに納付済の税額については減免を受けることができません。

法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所、寮などがある法人、人格のない社団（収益事業を行うものに限り）などが納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときは届出が必要です。（税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要）

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準として算出する法人税割額と、資本金等の額と市内の従業者数により算出する均等割額とがあり、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額の合計額を納付していただくことになっています。

※赤字決算となり、国税の法人税額が0円となった場合も、均等割がかかりますので、申告と納付が必要です。申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により決定課税の行政処分をすることがあります。



税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署
☎462-3471

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長

令和元年年分の申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告・納付期限について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長することになりました。

これに伴い、申告所得税及び消費税の振替納税を利用している人の振替日についても、延長します。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

5月から市税などの納付にスマートフォンアプリ「PayB(ペイビー)」が利用できます

「PayB(ペイビー)」とは、スマートフォン、タブレット端末から、納付書に印字されているコンビニ収納用バーコードを読み取ることで登録した自分の金融機関口座から即時に引落とし（リアルタイム口座振替、即時口座振替）、市税などの納付ができるスマートフォンのアプリケーションです。いつでもどこでも納付ができるようになりますので、ぜひご利用ください。

納付可能対象 個人市府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（償却資産含）、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、奨学金基金

利用可能な金融機関 三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、南都銀行、ゆうちょ銀行など

問合せ先 税務課

※バーコードが印字されていないまたは取扱期限がすぎた納付書では利用できません。領収証書は発行されませんので、必要な場合は、金融機関・コンビニエンスストアなどでお支払いください。クレジットカードによる支払いはできません。利用方法、利用可能銀行など詳しくは「PayB」のホームページ (<https://payb.jp>) をご覧ください。